

自動車税種別割納税通知書用封筒広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岩手県広告取扱要綱（以下「広告要綱」という。）第12条第3項の規定に基づき、岩手県（以下「県」という。）が発付する自動車税種別割納税通知書用封筒への広告掲載について必要な事項を定めるものとする。

(広告の名称及び内容)

第2条 広告要綱第4条第1号に規定する広告媒体の名称及び内容については、「自動車税種別割納税通知書用封筒広告」とする。

(広告の規格及び数量等)

第3条 広告要綱第4条第2号に規定する募集する広告の規格及び数量並びに広告掲載の期間については、県が別に定めるものとする。

(広告掲載の要件)

第4条 広告要綱第4条第3号に規定する広告掲載に関する基準（以下「広告掲載の要件」という。）については、広告要綱第2条第2項に規定する岩手県広告取扱基準第4及び第5並びに県が別に定める基準の規定を適用するものとする。

(広告掲載の申込みの時期及び方法)

第5条 広告要綱第4条第4号に規定する申込みの時期及び方法については、自動車税種別割納税通知書用封筒広告掲載申込書（様式第1号）により、県が指定する日までに、県に広告の掲載を申し込むものとする。

(広告掲載料)

第6条 広告要綱第4条第5号に規定する広告掲載料の基準となる額は、広告掲載料の募集最低価格として県が別に定め、募集に係る公告の際に提示する。

2 広告デザイン等の作成に要する費用は、広告掲載を申し込んだ者の負担とする。

(広告掲載の募集)

第7条 広告は、原則として県ホームページにより公募するものとする。

(広告主の選定及び通知)

第8条 県は、第5条の規定による申込みがあったときは、当該申込み者及び申込みに係る広告の内容が、自動車税種別割納税通知書用封筒に掲載するものとして適当であると認められるものであるかを広告掲載の要件により審査したうえで、広告掲載申込書に記載されている申込み額が最も高い者（以下「最高額での申込み者」という。）を広告主として選定する。

2 前項の選定において、最高額での申込み者が2者以上あるときは、くじにより広告主となる者を決定する。

- 3 前2項の規定による広告主の選定は、総務部税務課総括課長が行い、広告主を選定したときは、自動車税種別割納税通知書用封筒広告掲載（不掲載）通知書（様式第2号）により、広告掲載を申し込んだ者に通知するものとする。

（契約書の作成等）

第9条 県は、前条第1項及び第2項の規定により広告主を選定したときは、自動車税種別割納税通知書用封筒への広告掲載に関する契約書を作成し、広告主と取り交わすものとする。

- 2 県は、広告主に決定した企業又は団体の名称、所在地及び広告掲載料について公表するものとする。

（広告原稿の作成及び提出）

第10条 広告に使用する主な言語は、日本語とする。

- 2 広告には、次の事項について明確かつ明瞭に表示しなければならない。

- (1) 広告主の名称及び問い合わせ先
- (2) 上部に縦1.0cm×横3.0cm以上の大きさの「広告」の表示

- 3 広告主は、掲載しようとする広告について、別に定める日までに、県に広告の原稿を提出しなければならないものとする。

- 4 県は、前項の規定により提出された広告原稿の内容につき、広告掲載の要件に該当すると認めるときは、期日を定め、広告主に対して修正又は再提出を求めることができる。この場合、広告主は、正当な理由なく、これを拒んではならない。

（広告掲載料の請求）

第11条 県は、広告を掲載した自動車税種別割納税通知書用封筒が作成されたことについて、その作成された年度の3月末日までに広告主に対して文書により通知するとともに、その通知をした日の翌日から起算して15日を経過する日を納付期限として広告掲載料を請求するものとする。

（自動車税種別割納税通知書用封筒の発付の報告）

第12条 県は、広告を掲載した自動車税種別割納税通知書用封筒を発付した日の翌日から起算して15日を経過する日までに、広告主に対してその発付の実績を報告することとする。

（広告主の責務）

第13条 広告主は、広告主自ら及び広告の内容が、広告掲載の要件に該当するものでないことを、県に対して保証し、県からその証明を求められた場合には、速やかにこれに応じ証明するものとし、これを拒んではならないものとする。

- 2 広告主は、広告主に関する事又は広告の内容につき、県から説明を求められた場合には、速やかにこれに応じ説明するものとし、これを拒んではならないものとする。
- 3 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならないものとする。

(契約の解除)

第 14 条 県は、次に掲げるいずれかに該当するときは、広告主との契約を解除することができるものとする。

- (1) 県による自動車税種別割納税通知書用封筒の使用までに、広告主自ら又は広告の内容が広告掲載の要件に該当したとき
- (2) 正当な理由なく第 10 条第 3 項に規定する広告の原稿の提出を遅滞したとき
- (3) 正当な理由なく第 10 条第 4 項に規定する修正又は再提出に応じないとき
- (4) 正当な理由なく第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定する県の求めに応じないとき

2 県は、前項の規定により契約を解除した場合は、広告掲載料の 100 分の 10 に相当する額の違約金を広告主に請求することができるものとする。

3 広告主は、第 1 項の規定により契約を解除された場合は、県に生じた損害を賠償しなければならないものとする。

4 県は、第 1 項の規定により契約を解除したときは、当該広告主に対し、その旨を文書により理由を付して通知するものとする。

(協議)

第 15 条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(裁判管轄)

第 16 条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟は、盛岡地方裁判所に提訴するものとする。

(その他)

第 17 条 この要領に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、県が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 20 年 11 月 18 日から施行し、平成 21 年度分の自動車税納税通知書用封筒広告から適用する。

附 則

この要領は、平成 24 年 11 月 21 日から施行し、平成 25 年度分の自動車税納税通知書用封筒広告から適用する。

附 則

この要領は、平成 25 年 11 月 18 日から施行し、平成 26 年度分の自動車税納税通知書用封筒広告から適用する。

附 則

この要領は、平成 30 年 11 月 6 日から施行し、平成 31 年度分の自動車税納税通知書用封筒広告から適用する。

附 則

この要領は、令和 2 年 10 月 23 日から施行し、令和 3 年度分の自動車税種別割納税通知書用封筒広告から適用する。

附 則

この要領は、令和 3 年 11 月 29 日から施行し、令和 4 年度分の自動車税種別割納税通知書用封筒広告から適用する。

附 則

この要領は、令和 4 年 8 月 3 日から施行し、令和 5 年度分の自動車税種別割納税通知書用封筒広告から適用する。

附 則

この要領は、令和 4 年 11 月 18 日から施行し、令和 5 年度分の自動車税種別割納税通知書用封筒広告から適用する。

様式第1号（第5条関係）

自動車税種別割納税通知書用封筒広告掲載申込書

自動車税種別割納税通知書用封筒広告掲載要領第5条の規定に基づき、年度自動車税
種別割納税通知書用封筒への広告掲載を下記のとおり申し込みます。

なお、この申込書及びその添付書類については、事実と相違ないこと、法令等を遵守していること、岩手県広告取扱要綱及び広告取扱基準並びに自動車税種別割納税通知書用封筒広告掲載要領及び自動車税種別割納税通知書用封筒広告掲載基準を遵守すること、県税に未納がないこと並びに消費税及び地方消費税に未納がないことを誓約します。

年 月 日

岩手県知事 あて

申込者 住所
商号又は名称
代表者氏名

記

1 広告の内容（※1）			
2 広告掲載の申込み額 （税抜き価格は、 円以上としてください。 ）			円 円
3 連絡先			
（1）担当者部署		（2）担当者氏名	
（3）電話番号		（4）FAX番号	
（5）E-mailアドレス			
（6）ホームページURL			

4 添付書類

- （1） 法人・団体の定款、寄附行為又は規約の写し（個人事業主の場合は住民票の写し）
- （2） 申込者の業種、事業内容、及び広告の内容がわかるもの（会社概要、パンフレット等）
- （3） 県税に未納がないことを証明する納税証明書並びに消費税及び地方消費税に未納がないことを証明する納税証明書（※2）
- （4） 広告原稿（図案のラフやスケッチなど、イメージのもので構いません。）

※1 「広告の内容」の欄は、申込時点での予定内容（例えば、「〇〇のイメージアップ広告」等）を記載し、別に広告原稿（「4 添付書類」の(4)）を添付してください。掲載する広告原稿については、広告主決定後に提出していただきますが、広告掲載にふさわしくない場合には、内容の変更をお願いすることがあります。

※2 県税に未納がないことを証明する納税証明書については、広域振興局の税務担当窓口、納税証明書交付請求書（様式第111号ア）を提出することにより交付を請求してください。消費税及び地方消費税に未納がないことを証明する納税証明書については、税務署に交付を請求してください。

様式第2号（第8条関係）

自動車税種別割納税通知書用封筒広告掲載（不掲載）通知書

年 月 日

様

岩手県知事 印

【掲載することとした場合】

年 月 日付けで申込みのありました 年度自動車税種別割納税通知書用封筒への広告掲載については、下記のとおり決定いたしましたので通知します。

つきましては、自動車税種別割納税通知書用封筒広告掲載要領第9条第1項の規定に基づく契約書及び同要領第10条の規定に基づき作成した広告原稿を 年 月 日までに提出してください。

記

- 1 掲載料 円
（うち消費税及び地方消費税 円）

2 広告掲載料の納付

県により、広告を掲載した自動車税種別割納税通知書用封筒が作成されたことについての文書による通知がなされた日の翌日から起算して15日を経過する日までに、県が別に定める方法により納付してください。

詳しくは、別途通知します。

【掲載しないこととした場合】

年 月 日付けで申込みのありました 年度自動車税種別割納税通知書用封筒への広告掲載については、掲載しないことと決定いたしましたので通知します。

記

掲載しないこととした理由